

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第47号



多重債務問題は必ず解決できます

多重債務とは？

多重債務とは、複数の借入先から返済能力以上のお金を借りている状態をいいます。多重債務になってしまった場合は次の4つの方法で債務を整理します。どの方法で行うかはそれぞれの事情によって異なります。

債務整理の方法

【任意整理】
裁判所を通さず、弁護士や司法書士を通じて借入先と話し合い、返済方法を見直すこと。

【特定調停】
裁判所に申し立てて、調停委員が間に入って借入先と話し合い、返済方法を見直すこと。

【個人再生】
裁判所に申し立てて、再生計画に基づいて一定期間、借金の一部を支払うことを条件に残りの借金を免除してもらうこと。

【自己破産】
返済の見込みがない場合、裁判所に申し立てて、不動産等の財産を借入先に分配した上で、残りの借金を免除してもらうこと。

相談の流れ

- ① 契約書や領収書を持参の上、消費生活センターに来訪。
- ② 現在の借入の状況、収入、収支をお伺いします。
- ③ その内容をふまえて、法律の専門家をご紹介します。

なお、収入や資産が一定額以下の場合、法テラスが裁判にかかる費用を立替える「民事法律扶助制度」が利用できます。

多重債務にならないために

- ◆ 契約内容（利息、返済期間等）をしっかり把握しましょう。
- ◆ 無理のない返済計画を立てましょう。
- ◆ 普段から家計管理をしっかり行い、特にクレジットカードは計画的に利用しましょう。

多重債務問題は必ず解決できます。一人で悩まず、早めに消費生活センター等に相談しましょう。



リフォーム工事が進まないトラブル

相談事例紹介

今月の相談

1年以上前に屋根と壁の塗装工事を契約した。前金として30万円払ったが工事が始まらない。工期はとくに過ぎていない。最初のうちは天気が悪いなどの理由だったが、最近では電話にも出ない。どうしたらよいか。

当センターが間に入り斡旋しても中々進展せず、相談者は「債務履行（作業遂行）を促す」もしくは「契約解除（代金返却）」の二択から後者を希望されたので、法的処置の検討をお勧めしました。手段としては「調停での話し合い」や判決効果のある「支払督促」「少額訴訟」などがあるので、一度無料法律相談や30分5千円で行っている弁護士相談などを利用してみるようお伝えしました。

リフォームに関するご相談は、当センターでも毎年数件寄せられます。内容的には「契約金額が納得できない」「施工不良による不具合」今回のように「工事が進まない」というご相談が多いです。

通常、契約の流れは「①見積」↓「②業者選び」↓「③契約」↓「④工事」↓「⑤完成」となりますがトラブル防止のためのポイントとして番号別に次のようなことに気をつけましょう。

ポイント

- ① 複数の業者から見積を取りましょう。
- ② 費用面だけでなく確実に工事が進められるかも十分に話し合い業者を選定しましょう。
- ③ もしもの時「どうする」という条項やアフターは契約書に盛り込みましょう。工事了に至らないときの業者側保証人や保険等。
- ④ 業者の許可を得て、危険のないように写真などを残しましょう。特に見えなくなる壁の中など。
- ⑤ かならず業者と共に確認をしましょう。

☎ 幕別町消費生活センター (☎ 55-5800)

地区	相談受付	場 所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

見守り 新鮮情報

パソコンで**アダルトサイト**が「**無料**」と表示されていたのでクリックした。「18歳以上」をクリックした後に年齢を入力したら、**有料登録**になり**13万5千円**の料金請求画面が表示された。「退会の手続き」の画面があったので、自宅の固定電話から

連絡をし、**有料**だとは思っていなかったことを伝えたところ、「申し込んでしまったので**キャンセルはできない**。明日の14時までに支払わないと料金が**25万円**になる」と言われた。
(70歳代 男性)



無料のはずが有料だった アダルトサイトのトラブル

ひとこと助言

慌てて
応じないで



見守るくん

- 無料だと思ってアダルトサイトを閲覧し、動画再生ボタンなどをクリックしたら、突然、「登録完了」などの画面が現れ料金を請求されたという相談が後を絶ちません。「無料」のキーワードでサイト検索をしても無料サイトとは限りません。安易にクリックしないようにしましょう。
- 「退会はこちら」「誤操作の方はこちら」等の案内があっても、決して連絡してはいけません。支払いをさらに求められたり、個人情報聞き出されたりする危険があります。
- 事業者にお金を支払ってしまうと、取り戻すことは困難です。慌てて支払わないようにしましょう。
- 不安に思ったりトラブルに遭ったりした場合には、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。